



(若松)

調査は、河川改良工事に伴う発掘調査で、福島県が

東岸に位置し、遺跡東側の山地より流れ出る小河川が形成した沖積平地上に存在する。「門田」の名は、荘園名として「実相寺文書」中に見られるのが、その初見であるとされる。

門田条里制跡は、会津若松市街地の南方約3kmに広がる約一三〇haの遺跡である。本遺跡は、会津盆地東南隅から北流する阿賀川の

福島・門田条里制跡

1 所在地 福島県会津若松市門田町

2 調査期間 一九八九年(平一)六月～十二月

3 発掘機関 会津若松市教育委員会

4 調査担当者 平野幸伸

5 遺跡の種類 条里跡

6 遺跡の年代 弥生中期末～一〇世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

らの委託により、会津若松市教育委員会が、一九八八年度に試掘調査、翌一九八九年度に発掘調査を実施した。

調査地点は遺跡の東北隅で、南から北へ緩やかに傾斜しており、遺構・遺物の検出は低地である北側に集中する傾向が認められた。

条里遺構と断定できるものは検出できなかったが、それぞれが交差・接続する小溝をもつ二条の溝跡のほか、四五基の土坑と小土坑を検出した。

出土した遺物は、コンテナ四五箱分で、その内容は、縄文土器、弥生土器、土師器、須恵器、陶磁器、石器、木製品等であるが、量的に最も多いのは弥生土器である。また、石器も、この弥生土器に伴うと思われるが、総数九五点の内に三六点の打製石斧(石鏃)の製品・未成品が含まれていることも注目すべきものと思われる。

須恵器は八～一〇世紀に属するもので、点数は二四点と少ないものの、一二点に墨書があり、そのうち四点には「奎」という文字が墨書されている。

今回の調査地点は低湿地にあるため、木簡をはじめ、人形、二種類の田下駄などの木製品が良好な保存状態で出土している。

これらの木製品のうち、木簡は、SD〇二と呼んでいる溝から出土し、人形はSD〇二とSD〇二一と呼んでいる小溝が交差する付近から、まとまった状態で出土している。また、二種類の田下駄のうちの「大足」とよばれるタイプのものは、SD〇三の堆積土中

から左右が重なった状態で、「なんば」とよばれるタイプのものは、S D〇三に接続するS D〇三―四とよばれる小溝から右足側が割れて裏返った状態で出土している。

8 木簡の积文・内容

(1) □□税長等依法□物填進了く 寛×

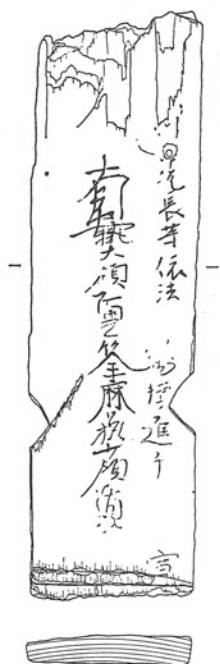
『有安』擬大領「□」『釜麻呂』擬少領「□」

(262)×75×12 039

本木簡は、厳密にはS D〇二の堆積土中からの出土ではないが、溝の掘り込み面を勘案し、S D〇二に伴うものと判断している。

記載内容は、上下両端が欠損しているものの、右行に、税長等が法に依って□物を填進(「補填」)し終えたという記述の後に、数文字分空白を置いて「寛」以下の文字を記載している。「寛」は年紀と考えられ、「寛平」(八八九―八九八年)にあたると思われる。

左行は、「擬大領」「擬少領」の職名と、別筆で「有安」「釜麻呂」



木簡実測図

という署名がなされている。

木簡の性格を考えるうえで重要なのは、長さは不明であるが、幅七・五cm、厚さ一・二cmという非常に大型な木簡であり、裏面は調整が粗く、墨痕が全くないことである。

結局のところ、本木簡は、正倉に納められた官物の不足分を国司・郡司・税長などの役人が補填し、署名したうえで正倉に掲示した「倉札」ではないかと推測される。

今回の調査において、本遺跡は条里遺構だけでなく、弥生時代中期以降の水田遺構が存在する可能性が大きくなった。また、木簡や墨書須恵器の出土から、官衙的性格の遺構の存在が推定されるが、会津郡衙の所在地は、本遺跡北方約九kmの河沼郡河東町郡山に比定されており、本遺跡付近には、郡内に分置された正倉等の遺構が存在するのではないかと思われる。

なお、木簡の积文・内容については、国立歴史民俗博物館の平川南氏の御教示を得た。

9 関係文献

会津若松市史出版委員会『会津若松史 第八卷 史料編Ⅱ』(一九六七年)

会津若松市教育委員会『門田条里制跡試掘調査報告書』(一九八九年)

(平野幸伸)